

回答自治体名： 阿見町

担当課室： 生活産業部 環境政策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

校庭等の除染により発生した除去土壌の措置については、「除染関係ガイドライン」に基づき現場保管としております。

しかしながら、「除染関係ガイドライン」は『保管』までで終わっており、その後の対処方法（例えば『処分』）については示されておきませんので、早急に対処方法についてお示しいただきたいと思っております。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。